

経営事項審査制度改正に伴う再審査について

1 再審査の実施について

(1) 概要

経営事項審査のうち、経営規模等評価（その他の客観的事項等）の項目及び基準が改正されました。そのため、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、令和2年4月1日から同年7月29日の間（120日間）に限り、許可行政庁に対し再審査を申し立てることができます。

なお、再審査は改正に係る事項に限られるため、今回再審査の対象となるのは、「(2)改正点」に記載の項目になります。

(2) 改正点

経営事項審査における審査項目の「技術力」について評価対象とする技術職員に、建設業に従事する技能者の認定能力評価制度（建設キャリアアップシステム）においてレベル4技能者及びレベル3技能者と判定された者が追加されました。技術職員数値として加点される点数はそれぞれ、レベル4が3点、レベル3が2点となります。審査基準日時点でこれらの技能者が在籍している場合は、再審査の対象となります。

(3) 注意点

- ・再審査を受けない場合においても、改正前の評価方法に基づく経営事項審査は有効です。
- ・(2)以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。
- ・再審査を受けることにより減点となる場合があります。

2 再審査の申し立て方法

(1) 対象業者

- ・令和2年3月31日までに改正前の経営事項審査を受審した建設業者
- ・ただし、再審査申立ての時点で審査基準日から1年7ヶ月以内であるものに限りです。

(2) 実施方法

- ・再審査の申立ては、審査会場で対面方式による書類審査を本審査員（県庁職員）が実施します。
- ・郵送による受付はできません。
- ・手数料は無料

(3) 受付日程

令和2年5月から7月の指定日（次表）に書類の審査及び受付を行います。審査日については、申請者の決算月による指定はいたしませんので、都合のよい日程に御来場ください。

（予約不要）

審査会場	日 程
下田土木事務所	5月18日（月）、7月6日（月）
熱海土木事務所	5月28日（木）、7月16日（木）
沼津土木事務所	6月2日（火）、7月10日（金）、7月28日（火）
富士土木事務所	5月25日（月）、7月22日（水）
静岡土木事務所	5月8日（金）、6月3日（水）、7月1日（水）、7月29日（水）
島田土木事務所	5月14日（木）、7月21日（火）
袋井土木事務所	5月26日（火）、7月7日（火）
浜松土木事務所	5月15日（金）、6月1日（月）、7月3日（金）

(4) 再審査の受付時間

9 : 00～15 : 00 (12:00～13:00 を除く)

(9 : 00～10 : 00、13 : 00～14 : 00 は比較的すいています。(下田土木事務所を除く))

※下田土木事務所の受付時間は、10:30～14 : 30 (12:00～13:00 を除く)

(5) 提出書類・提示書類

○提出書類

	提出書類	部数	注意事項
①	「経営規模等評価再審査申立書一式」	正本 1 部 副本 1 部	・通常の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」と同一の様式です。 ・経営状況分析結果通知書は不要です。

○審査会場に持参し提示する書類

	提出書類	注意事項
②	建設業許可申請書(控)、変更届出書(控)	再審査申立書の提出時点で有効なもの
③	再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書一式」(控)	建設業課の受付印が押印してあるもの
④	認定能力評価制度(建設キャリアアップシステム)の能力評価(レベル判定)結果通知書	・各認定能力評価実施機関のホームページ上から各自出力して持参ください(※)。 ・能力評価結果通知書に記載の評価年月日が審査基準日より前の日付である必要があります。 ・前審査で技術職員として記載していない場合は、在籍を確認する書類も持参してください(「令和2年度経営事項審査申請要領」参照)。

※ 能力評価(レベル判定)結果通知書の出力については、各能力評価実施機関に個別に御相談ください。

(6) 「経営規模等評価再審査申立書」の記入方法

「経営規模等評価再審査申立書」の記入にあたっては、改正に係る項目及び以下に掲げる項目以外は再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の内容をそのまま転記してください。

ア 様式第二十五号の十一

- ・「申請時の許可番号」(項番02)は、再審査の申立て時に有効な最も古い許可番号を記入してください。
- ・「申請等の区分」(項番05)は、「4」を記入してください。
- ・項番07～14は再審査の申し立て時点の内容を記入してください。
- ・「審査結果の通知番号」は、旧結果通知書の中上の「行政庁記入欄」に記載された番号(「22-00××××」と表示された番号)を記入してください。
- ・「審査結果の通知の年月日」は、旧結果通知書の通知年月日(※結果通知書の右上に表示)を記入して下さい。
- ・「再審査を求める事項」は、「令和2年4月1日施行の改正に係る事項」と記入してください。

- ・「再審査を求める理由」は、「制度改正のため」と記入してください。

イ 別紙二（技術職員名簿）

認定能力評価制度（建設キャリアアップシステム）により技能や経験を評価された技能者を別紙二に記載する際は、「有資格区分コード」の欄に次のコードを記載してください。

- ・レベル3 技能者=703
- ・レベル4 技能者=704

※ 各能力評価基準に対応する建設業の業種は、別紙一を参照ください。

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

※左に掲げる能力評価基準の名称について、認定が完了していない能力評価基準は仮称とする。

能力評価（レベル判定）結果通知書（例）

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日

鉄筋技能者能力評価実施機関